

(目的)

第1条 この要綱は、市が空き家等を管理するサービスの提供を行う事業者(以下「事業者」という。)を登録し、空き家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に情報提供することにより、市民による空き家等の適切な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、呉市空家等の適切な管理に関する条例(平成25年呉市条例第17号)で使用する用語の例による。

(登録事業者)

第3条 登録をすることができる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 本市に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
- (2) 定款等を定めていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 役員等(役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等でないこと。

(サービスの種類)

第4条 事業者は、次に掲げる空き家等を管理するサービス(以下「サービス」という。)のうち、2以上のサービスを行うものとする。

- (1) 空き家等の内外の点検
- (2) 空き家等の換気及び通水
- (3) 空き家等の敷地内の除草又は樹木の剪定
- (4) その他空き家等の適切な管理に関すること

(登録手続)

第5条 登録を受けようとする事業者は、呉市空き家等管理サービス事業者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の定款等(写し)
- (2) 提供するサービスの内容及び料金を示した書類
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 本市の市税の滞納のない証明書

(登録決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、呉市空き家等管理サービス登録決定通知書(様式第3号)により、登録を却下するときは、呉市空き家等管理サービス登録却下通知書(様式第4号)により事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更, 及び廃止)

第7条 登録の決定を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は, 第5条の規定により申請した内容に変更が生じたとき, 又はサービスを廃止するときは, 速やかに呉市空家等管理サービス事業者登録変更・廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は, 登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には, 登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) サービスの提供にあたり政治活動, 宗教活動又は公益を害する活動をしたとき
- (3) 登録内容に虚偽があったとき
- (4) 誓約事項に違反したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

2 市長は, 前項の規定により登録を取り消したときは, 呉市空き家等管理サービス事業者登録取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか, この要綱の実施について必要な事項は, 都市部長が別に定める。

付 則

この要綱は, 平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は, 令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は, 令和8年3月1日から実施する。